確認検査業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

（趣旨）

第1条　この規程は、別に定める確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に関する確認の申請手数料）

第2条　業務規程 17 条（第 24 条において適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る基本手数料の額は、確認申請一件につき別表 1－1 に定める額とする。

2. 確認申請に係る建築計画において、別表 1－2 に定める設計方法等による場合の手数料の額は、前項の基本手数料に別表 1－2 に定める追加手数料を加算した額とする。

3. 第 1 項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。

（1） 建築物を新築する場合（本項（4）及び（5）に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積　別表第 1－1

（2） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC から受けている場合
当該計画の変更に係る部分の床面積　別表第 1－1、別表第 1－2 の 6（上段）

（3） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC 以外の者から受けている場合
当該建築物に係る床面積　別表第 1－1、別表第 1－2 の 6（下段）

（4） 建築物を増築、改築、大規模修繕若しくは大規模模様替（以下「増築等」という。）をする場合で、増築等に係る部分の床面積に、同一棟の増築等（既存建築物をエキスパンションジョイント等で接している場合）においては、既存の申請以外部分の床面積に二分の一を乗じた床面積を加算したものを対象床面積（但し、2,000 ㎡を上限とする。）とし、別棟の増築等においては、既存の申請以外建物の床面積に四分の一を乗じた床面積（但し、1,000 ㎡を上限とする。）を加算したものを対象床面積とする。
別表第 1－1、別表第 1－2 の 5

（5） 用途変更の場合、前号の別棟の計算式の「申請以外建物」を「申請以外部分」と読み替えて適用する。

（6） 増築等（用途変更を含む。）の場合で、申請以外部分において建築基準関係規定等が遡及する部分、計画が変更される部分は、その面積を加算したものを床面積とし、構造検討を要する部分等は、別表第 1－2 各項に定める追加手数料を加算した額とする。

4. 第 2 項の規定により適用する別表第 1－2 に定める対象床面積は、適用する設計方法等に係る建築物の部分の対象面積とし、前項の規定の適用については、「床面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。

5. JTC が確認審査中の建築物の建築計画を取下げて、概ね同一の計画を再申請する場合、当該申請に係る部分の床面積に二分の一を乗じた床面積により、別表第 1－1 及び別表第 1－2 を適用する。

6. 増築等について、既存建築物及び既存部分において直前に検査済証（台帳記載事項証明書に年月日、番号が記載されているものを含む。）があるものとする。既存建築物及び既存部分において直前に検査済証の無

いものについては事前相談を必要とし、法適合調査報告書（ガイドライン）の審査を別途見積した額を加算する。

（既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料）

第 2 条の 2　既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により審査を要する増築等の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請における増築等に係る建築の床面積の合計と、申請以外部分で遡及される建築物の部分の床面積の合計の床面積とを合計した面積により、別表第 1－1 及び第 1－2 を適用する。

2. 既存不適格建築物において、耐震診断や構造検討に関する審査を要する場合は、その内容に応じて別途手数料を加算する。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条　業務規程第 17 条に規定する建築設備（ホームエレベーター等（段差解消機を含む。）、小荷物専用昇降機を含む。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第 1－3 の 1 に定める額とする。

（工作物に関する確認の申請手数料）

第4条　業務規程第 17 条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令 13 条第 1 項に規定する工作物（以下「指定工作物等」という。）は、別表第 1－3 の 2 に定める額とする。

2. 業務規程第 17 条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令 138 条第 2 項に規定する工作物（以下「遊戯施設等」という。）、令第 138 条第 4 項に規定する工作物（以下「製造施設等」という。）に関しては、別途見積とする。

3. 業務規程第 17 条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令 138 条第 4 項第 2 号に規定する工作物である自動車車庫に関しては、第 2 条に規定する「床面積の合計」を「築造面積」と読み替えて同条を適用する。この場合において別表第 1－1 の適用については、第 4 類に属するものとする。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第5条　業務規程 26 条に規定する JTC で確認を受けた建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、別表第 1－1 に定める額とする。

(1)　JTC で確認を受けていない建築物の場合に係る中間検査の申請に係る手数料の額は、別表第 1－1 に定める確認申請手数料及び別表 1－2 に定める手数料の額に二分の一を乗じた額を加算した額とする。

(2)　業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において中間検査を実施する場合は、割増手数料として、中間検査の申請に係る手数料の額に、土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 40,000 円を加算した額とする。

(3)　法 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定される特定工程において中間検査を実施する場合は、全工区（2 工区目以降はコンクリート打設工区毎の面積）を対象面積とする。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第6条　業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件について、別表 1－1 に定める額とする。

(1)　建築物の増築等の場合は、第 2 条第 3 項第 4 号により算定した床面積により、別表 1－1 を適用する。

(2)　ホームエレベーター等で建築物の確認申請において併願した場合の完了検査の申請に係る手数料の額は、別表 1－2 の 9 に定める額を建築物の完了検査の手数料に加算した額とする。

(3)　JTC で確認を受けていない又は JTC で中間検査を受けていない建築物の場合に係る手数料の額は、別表第 1－1 に定める確認申請手数料及び別表 1－2 に定める手数料の額に二分の一を乗じた額を加算した額とする。

(4)　業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として、完了検査の申請に係る手数料の額に、土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 40,000 円を加算した額とする。

2.　省エネルギー基準適合の検査を要する建築物の場合は、第 1 項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額に別表 1－2 の 9 に定める額を加算した額とする。

3.　完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出を要した場合の審査に係る手数料の額は、「計画変更申請手数料」を「完了検査追加説明書手数料」と読み替えて適用する。

4.　追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなった場合に係る手数料の額は、当該確認申請手数料に二分の一を乗じた額とする。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第7条　業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた建築設備（ホームエレベーター等（段差解消装置を含む。）、小荷物専用昇降機を含む。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表第 1－3 の 1 に定める額とする。

(1)　JTC で確認を受けていない建築設備の場合に係る完了検査の申請に係る手数料の額は、第 1 項に規定する確認申請手数料の額に二分の一を乗じた額を加算した額とする。

(2)　業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として、完了検査の申請に係る手数料の額に、土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 40,000 円を加算した額とする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第8条　業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表第 1－3 の 2 に定める額とする。

(1)　JTC で確認を受けていない工作物の場合に係る完了検査の申請に係る手数料の額は、第 1 項に規定する確認申請手数料の額に二分の一を乗じた額を加算した額とする。

(2)　業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として、完了検査の申請に係る手数料の額に、土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 40,000 円を加算した額とする。

（検査に係る出張手数料）

第9条　中間検査及び完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、距離等に応じて別に定める出張手数料規程に定める出張手数料を加算する。出張手数料について必要な事項は出張手数料規程に定める。

（軽微変更説明書手数料）

第10条　建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定される計画変更に係る確認を要しない軽微な変更に基づく説明書の審査に係る手数料の額は、別表第 1－2 の 7 に定める額とする。

（各種届出等手数料）

第11条　各種届出等の事務処理に係る手数料の額は、別表第 1－2 の 8 に定める額とする。

（手数料の一部控除）

第12条　第 2 条から第 8 条までの申請に関して、JTC が指定した申請書作成ツール等を使用してデータを添付して申請を行う場合は、それぞれ第 2 条から第 8 条までに規定する手数料の額から割引く等、JTC はその額を定めることができる。

（手数料の減額）

第13条　JTC は、申請者との協議により、次に掲げる内容と認める場合には、手数料の減額をすることができるものとする。

(1)　継続して多量の取引が見込める場合

(2)　地域の実情等により必要と認められる場合

(3)　（1）又は（2）の場合にあって、住宅性能評価申請等と併せて申請する場合

(4)　効率的に確認審査及び検査が行える場合

(5)　個別に見積書等の提示により手数料を設定した場合

なお、減額する場合は、原則として次の表によるものとする。

減額項目		減額条件	割引率等
(1)	多量の取引	年間を通じて継続して一定量の取引が見込める場合 a)　1 類（概ね 75 件以上） b)　2 類（概ね 60 件以上） c)　3 類（概ね 35 件以上） d)　4 類（概ね 20 件以上） e)　昇降機（概ね 50 件以上） f)　工作物（概ね 35 件以上）	基本手数料から ～40% ～30% ～30% ～20% ～20% ～20%
(2)	地域の実情等※2	JTC があらかじめ指定した地域において、その他の条件（年間を通じた一定量の取引等）を満たす場合	基本手数料から ～30%

(3)	住宅性能評価等併願申請	（1）又は（2）の場合にあって、住宅性能評価申請、適合証明、省エネルギー適合性判定等と併せて申請する場合	基本手数料から～30%
(4)	効率的※3	あらかじめ合理化を図り、効率的に業務ができると判断した場合 a) （1）又は（2）の場合にあって、確認審査・検査において、効率的に業務ができると判断した場合 b) 追加手数料･各種届出手数料の各項目の審査において、効率的に業務ができると判断した場合	基本手数料から ～30% ～50%

※1　減額項目の複数適用は可能とする。但し、最大 50%までとする。

※2　（2）に係る「減額条件」及び「割引率等」は、業務規程第 38 条第 2 項の規定に準じて公表する。

※3　効率的とは、あらかじめ図面の記載方法等について JTC と協議し、情報共有した場合をいう。

（6）　大規模自然災害等に対し、国、県、行政庁等の公的機関が罹災証明を発行し、かつ、JTC があらかじめ定めた条件の申請を行った場合においては、必要に応じて減免措置を講じることができる。

（手数料の増額）

第14条　JTC は、確認検査業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして JTC が判断した場合、申請者との協議により、増額することができるものとする。

（別途手数料）

第15条　JTC が建築主等の申請に基づき、確認済証、中間検査合格証及び検査済証を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき 15,000 円とする。

2　中間検査及び完了検査の検査予定日の変更又は取消に係る手数料の額は、別表第 1－2 の 10 に定める額とする。

3　JTC が確認検査業務を実施した建築物について、審査請求又は民事訴訟になった場合は、別途手数料を要する。

（記載のない事項）

第16条　その他、本規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途協議して定めることができるものとする。

（以下余白）

(附則)

この規程は、　平成　26　年　6　月　1　日より施行する。

この規程は、　平成　26　年　12　月　10　日より施行する。

この規程は、　平成　27　年　6　月　1　日より施行する。

この規程は、　平成　27　年　9　月　15　日より施行する。

この規程は、　平成　28　年　3　月　1　日より施行する。

この規程は、　平成　29　年　4　月　1　日より施行する。

この規程は、　平成　29　年　5　月　8　日より施行する。

この規程は、　平成　29　年　12　月　1　日より施行する。

この規程は、　令和　2　年　11　月　1　日より施行する。

この規程は、　令和　5　年　2　月　1　日より施行する。

この規程は、　令和　6　年　5　月　1　日より施行する。

この規程は、　令和　7　年　4　月　1　日より施行する。

平成　26　年　6　月　1　日　制定

平成　26　年　12　月　10　日　改訂

平成　27　年　6　月　1　日　改訂

平成　27　年　9　月　1　日　改訂

平成　28　年　2　月　1　日　改訂

平成　29　年　4　月　1　日　改訂

平成　29　年　5　月　8　日　改訂

平成　29　年　11　月　15　日　改訂

令和　2　年　11　月　1　日　改訂

令和　5　年　2　月　1　日　改訂

令和　6　年　5　月　1　日　改訂

令和　7　年　4　月　1　日　改訂

確認検査・申請手数料

建築物

表第1-1　建築物　確認・検査　基本手数料　　単位：円

類項目	床面積				確認申請	中間検査	完了検査
1類.　一戸建ての住宅 ・法6条の4(3号)特例建築物［ 平屋で200㎡以内 ］ ・法68条の11 型式部材等製造者認証建築物 (用途が50㎡以内の兼用住宅含む)	0	–	50	㎡以内	15,000	(20,000)	20,000
	50	–	100	㎡以内	25,000	(30,000)	30,000
	100	–	150	㎡以内	30,000	(35,000)	35,000
	150	–	200	㎡以内	35,000	(40,000)	40,000
	200	–	300	㎡以内	45,000	(50,000)	50,000
	300	–	400	㎡以内	55,000	(60,000)	60,000
	400	–	500	㎡以内	65,000	(70,000)	70,000
2類.　一戸建ての住宅 1類以外の一戸建ての住宅（兼用住宅含む）	0	–	50	㎡以内	20,000	30,000	35,000
	50	–	100	㎡以内	30,000	40,000	45,000
	100	–	150	㎡以内	35,000	45,000	50,000
	150	–	200	㎡以内	40,000	50,000	55,000
	200	–	300	㎡以内	55,000	60,000	65,000
	300	–	400	㎡以内	65,000	70,000	75,000
	400	–	500	㎡以内	75,000	80,000	85,000
3類.　主として住宅系 1類、2類以外 共同住宅・長屋・寄宿舎・下宿等	0	–	50	㎡以内	35,000	40,000	45,000
	50	–	100	㎡以内	45,000	50,000	55,000
	100	–	200	㎡以内	55,000	60,000	65,000
	200	–	300	㎡以内	65,000	70,000	80,000
	300	–	400	㎡以内	75,000	80,000	90,000
	400	–	500	㎡以内	85,000	90,000	100,000
	500	–	750	㎡以内	140,000	110,000	120,000
	750	–	1,000	㎡以内	160,000	120,000	140,000
	1,000	–	1,500	㎡以内	220,000	160,000	180,000
	1,500	–	2,000	㎡以内	240,000	180,000	200,000
	2,000	–	2,500	㎡以内	280,000	200,000	220,000
	2,500	–	3,000	㎡以内	300,000	220,000	240,000
	3,000	–	4,000	㎡以内	360,000	240,000	260,000
	4,000	–	5,000	㎡以内	420,000	260,000	280,000
	5,000	–	6,000	㎡以内	480,000	280,000	320,000
	6,000	–	7,000	㎡以内	500,000	300,000	340,000
	7,000	–	8,000	㎡以内	520,000	320,000	360,000
	8,000	–	9,000	㎡以内	540,000	340,000	400,000
	9,000	–	10,000	㎡以内	560,000	360,000	420,000
	10,000	–	20,000	㎡以内	660,000	400,000	500,000
	20,000	–	30,000	㎡以内	760,000	500,000	600,000
	30,000	–		㎡超	別途見積		
4類.　その他の用途 3類以外 事務所系・福祉系・商業系・工場倉庫系等	0	–	50	㎡以内	40,000	45,000	50,000
	50	–	100	㎡以内	50,000	55,000	60,000
	100	–	200	㎡以内	60,000	65,000	70,000
	200	–	300	㎡以内	70,000	80,000	90,000
	300	–	400	㎡以内	80,000	90,000	100,000
	400	–	500	㎡以内	90,000	100,000	110,000
	500	–	750	㎡以内	150,000	120,000	130,000
	750	–	1,000	㎡以内	170,000	130,000	150,000
	1,000	–	1,500	㎡以内	230,000	170,000	190,000
	1,500	–	2,000	㎡以内	250,000	190,000	210,000
	2,000	–	2,500	㎡以内	310,000	210,000	230,000
	2,500	–	3,000	㎡以内	330,000	230,000	250,000
	3,000	–	4,000	㎡以内	390,000	250,000	290,000
	4,000	–	5,000	㎡以内	450,000	270,000	330,000
	5,000	–	6,000	㎡以内	510,000	310,000	370,000
	6,000	–	7,000	㎡以内	550,000	330,000	390,000
	7,000	–	8,000	㎡以内	570,000	350,000	410,000
	8,000	–	9,000	㎡以内	590,000	370,000	450,000
	9,000	–	10,000	㎡以内	610,000	390,000	470,000
	10,000	–	20,000	㎡以内	710,000	450,000	550,000
	20,000	–	30,000	㎡以内	810,000	550,000	650,000
	30,000	–		㎡超	別途見積		

※ 建築地により、中間検査及び完了検査は、上記基本手数料に出張手数料を加算する。

※ 他機関より確認済証が交付されて、中間検査及び完了検査を受けるものは、当社確認申請手数料の2分の1を検査手数料に加算する。

表第1-2　追加手数料・各種届出手数料 － 1　　単位：円

1.　構造規定の審査を要するもの

項目		構造棟・対象面積	手数料
500㎡以内の構造審査	仕様規定等（壁量）	0 － 300 ㎡以内	15,000
	許容応力度計算	0 － 500 ㎡以内	35,000
構造計算適合性判定を不要とするルート2基準に係る構造審査		0 － 500 ㎡以内	100,000
		500 － 1,000 ㎡以内	120,000
		1,000 － 2,000 ㎡以内	160,000
		2,000 － 5,000 ㎡以内	200,000
		5,000 － 10,000 ㎡以内	240,000
		10,000 － ㎡超	300,000
併用構造の構造審査		－	35,000
土砂災害特別警戒区域内の規制を受ける構造審査		－	35,000
構造計算一貫プログラム等によらない構造審査 ※1		－	90,000
構造計算適合性判定の整合性審査		－	10,000
構造上の別棟の構造審査（N：構造上の別棟となる総棟数）		－	基本手数料×30%×(N-1) ※2
・限界耐力計算等の構造審査　・免震構造（大臣認定外）の構造審査 ・エネルギー法の構造審査　・あらかじめ検討事項の構造審査		－	基本手数料×30% ※2

※1　構造ソフト（Midas、FAP-3、GEN、Multiframe、独自ソフト、手計算等）について、事前相談を必要とする。
※2　千円未満切捨て

2.　省エネルギー基準適合の審査を要するもの

項目		対象面積	手数料
省エネルギー 仕様基準（住宅に限る）	一戸建ての住宅	2階 または 200㎡以内	10,000
		3階 または 300㎡以内	15,000
		上記以外	20,000
	共同住宅・長屋等	－	20,000＋2,000×戸数
当社による省エネルギー適合性判定等［※注］の照合審査		－	0
他機関による省エネルギー適合性判定等［※注］の照合審査		－	20,000

［※注］省エネルギー適合性判定等：省エネルギー適合判定通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等確認書

3.　特別な審査を要するもの

項目		手数料
・天空率（道路 ・隣地 ・北側の種別ごと）・日影規制	(M：領域)	10,000＋{5,000 × (M-1)}
建築基準関係規定（バリアフリー法・条例、都市緑地法・条例、駐車場法・条例、浄化槽法等）		10,000
ホームエレベーター等併願		20,000

項目	対象面積	手数料
3階共同住宅、学校等（1時間準耐火建築物・告示255号第一 3号・4号）	－	15,000
3階住宅（準延焼防止建築物・告示194号第四 1号イ）	－	20,000
延焼防止建築物等 火災終了時間設計法 特定避難時間設計法 耐火性能検証法（大臣認定除く） 防火区画検証法（大臣認定除く）	0 － 500 ㎡以内	50,000
	500 － 1,000 ㎡以内	60,000
	1,000 － 3,000 ㎡以内	70,000
	3,000 － ㎡超	基本手数料×20% ※1

項目		ルート	手数料
避難安全検証法（大臣認定除く）	区画避難安全検証法	ルートB1（避難時間判定法）	基本手数料×20% ※1
	階避難安全検証法	ルートB2（煙高さ判定法）	基本手数料×30% ※1
	全館避難安全検証法	ルートB1（避難時間判定法）	基本手数料×30% ※1
		ルートB2（煙高さ判定法）	基本手数料×40% ※1

項目	当該水平投影面積	特定天井	落下防止措置
特定天井 [() は計画変更時の手数料]	200 － 500 ㎡以内	120,000 (60,000)	240,000 (120,000)
	500 － 2,000 ㎡以内	160,000 (80,000)	320,000 (160,000)
	2,000 － ㎡超	240,000 (120,000)	480,000 (240,000)

※1　千円未満切捨て

表第1-2　追加手数料・各種届出手数料 - 2　　単位：円

4.　事務に係る追加手数料

種別	対象面積	手数料
一戸建ての住宅（1類、2類）で防火地域内、準防火地域内で消防同意	0 - 500 ㎡以内	2,000
電子申請	階数2以下・200㎡以内	5,000
	階数3以下・500㎡以内	15,000
	階数5以下・1,000㎡以内	30,000
	上記以外	別途見積
配送料 ※1 ※2	0 - 500 ㎡以内	2,000
	上記以外	4,000

※1　レターパックに入るもの（構造計算が無いもの）は除かれる。
※2　構造計算適合性判定付・省エネルギー適合性判定付の設計図書は、上記以外とする。

5.　増築・改築・大規模修繕・大規模模様替（用途変更）の申請以外部分の対象床面積の算定 ※1 ※2 ※3

種別	手数料
同一棟（EXP）	申請部分の面積+申請以外部分の1/2の面積＝対象床面積（既存部分の面積の上限：2,000㎡）※4
別棟	申請建物の面積+申請以外建物の1/4の面積＝対象床面積（既存建物の面積の上限：1,000㎡）※4 ※5

※1　既存部分や既存建築物は、直前に検査済証（台帳記載事項証明書に年月日、番号が記載されているのを含む）があるものとする。
※2　検査済証の無い建築物は、既存建築物の法適合調査報告書(ガイドライン)の事前相談を要する。
※3　既存建築物の審査を要するもの（旧耐震・検査済証無し等）は別途見積とする。
※4　申請以外部分で既存建築物の審査遡及対象部分は、申請部分の床面積に加算して対象床面積とする。
※5　用途変更は、別棟計算式の「申請以外建物」を「申請以外部分」と読み替えて適用する。

6.　計画変更手数料

建築物の種別	手数料
確認済証を当社で交付されているもの	当該面積に係る当社の確認申請手数料 ※1
確認済証を他機関で交付されているもの	当該建築物に係る当社の確認申請手数料

※1　構造強度に係る審査を要する計画変更は、構造審査対象面積の1/2を加算する。

7.　軽微変更説明書手数料（規則3条の2）

種別			手数料
軽微変更説明書	一般	軽易なもの（一戸建ての住宅）	3,000
		軽易なもの（その他）	5,000
		地盤説明書（施工計画）	5,000
		慎重審査を要するもの ※1	対象面積の1/4
	省エネルギー	仕様基準（一戸建ての住宅）	5,000
		仕様基準（共同住宅等）	10,000
		省エネルギー適合性判定等ルートA相当	5,000
		省エネルギー適合性判定等ルートB相当	省エネ適判手数料×10% ※2
		省エネルギー適合性判定等ルートC相当	省エネ適判手数料×20% ※2

※1　適合が明らかで慎重審査を要する場合の軽微な変更説明書の手数料は、当該面積×1/4を対象面積とした基本手数料とする。
※2　千円未満切捨て

8.　各種届出等手数料（※配送料を含む）

種別	手数料
工事監理者（変更）届	2,000
工事施工者（変更）届	2,000
記載事項等変更届・訂正届	2,000
工事取止め届	3,000
建築主変更届	5,000
再発行手数料	15,000

9.　完了検査における追加手数料

a. ）省エネルギー基準適合の検査を要するもの

建築物の種別	手数料
当社で省エネルギー適合性判定等［※注］を受けているもの	完了検査基本手数料×20% ※1
他機関で省エネルギー適合性判定等［※注］を受けているもの	完了検査基本手数料×50% ※1
当社で建設住宅性能評価を受けており、検査の合理化ができると判断したもの	0
省エネルギー仕様基準（一戸建ての住宅）	5,000
省エネルギー仕様基準（共同住宅・長屋等）	10,000

［※注］省エネルギー適合性判定等：省エネルギー適合判定通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等確認書

※1　千円未満切捨て

b. ）建築基準関係規定の完了検査を要するもの

項目	手数料
バリアフリー法・条例、都市緑地法・条例、駐車場法・条例、浄化槽法	10,000

c. ）ホームエレベーター等（併願）で確認済証が交付された完了検査を要するもの

項目	手数料
ホームエレベーター等（併願）	20,000

d. ）完了検査追加説明書をもって審査を要するもの

項目	手数料
完了検査追加説明書	計画変更手数料

※ 追加説明書をもって審査後に再検査を要する場合の完了検査手数料は、当該完了検査基本手数料の1/2の額とする。

e. ）［ 経過措置：令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和8年（2026年）3月31日 ］

改正建築基準法施行日前後で、①新基準の適合確認を必要とするもの、②新基準の適合確認を不要とするもの

① 令和7年（2025年）3月31日以前に確認済証が交付されて、改正建築基準法施行日 令和7年（2025）年4月1日以後に工事着工し、
構造規定や省エネルギー基準の適合確認の必要があるものは事前審査を要するため、1-2-1に掲げる追加手数料の2倍の追加手数料を加算する。

② 令和7年（2025年）3月31日以前に確認済証が交付されて、かつ、工事着工した建築基準法第6条の4特例建築物（旧4号建築物）で
木造2階の一戸建ての住宅の計画変更及び中間検査、完了検査の手数料については、1類を適用する。

10.　検査日変更・取消手数料

種別	手数料
検査予定日より3営業日前	支払総額の30%
検査予定日より2営業日前	支払総額の50%
検査予定日より1営業日前	支払総額の80%
検査予定日当日	支払総額の100%

建築設備・工作物

表第1-3　建築設備・工作物　確認・検査申請手数料　　単位：円

1.　建築設備申請手数料

種別	確認申請	中間検査	完了検査
昇降機（エスカレーターエレベーター）	29,000	－	39,000
ホームエレベーター、小規模共同住宅用エレベーター（型式製造者認証） 段差解消機等（構造方法認定）	23,000	－	29,000
小荷物専用昇降機	19,000	－	21,000

※ 既存建築物に確認申請準用する昇降機を設置するものは、事前相談を要する。

※ 既存建築物の構造規定、防火規定の審査を要するものは、別途見積とする。

※ 計画変更手数料は、当該基本手数料の70%とする。

2.　工作物申請手数料

種別				確認申請	中間検査	完了検査
令138条1項	1号	煙突（ストーブの煙突を除く）	6 m超 ～ 30 m	58,000	－	68,000
	2号	RC柱、鉄柱、木柱等	15 m超 ～ 30 m	48,000	－	58,000
	3号	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	4 m超 ～ 10 m	38,000	－	48,000
			10 m超 ～ 30 m	58,000	－	68,000
	4号	高架水槽、サイロ、物見塔等	8 m超 ～ 30 m	68,000	－	78,000
	5号	擁壁	2 m超 ～ 4 m	48,000	－	58,000
			4 m超 ～ 10 m	68,000	－	78,000
			10 m超 ～ 30 m	88,000	－	98,000
令138条2項	各号	遊戯施設等（観光用エレベーター等、高架遊戯施設、回転遊戯施設）		別途見積		
令138条4項	各号	製造施設等（プラント、自動車車庫、貯蔵施設、汚物処理施設）		築造面積を対象床面積に読み替えて4類を適用		

※ 例138条1項各号の工作物で30mを超えるものは、別途見積とする。

※ 計画変更手数料は、当該基本手数料の70%とする。